有効期間満了日 令和7年3月31日

熊総第333号

令和3年8月27日

窓口業務における受付時間の短縮について(通達)

見出しのことについては、職員のワークライフバランスの推進及び事案対処態勢の強化を図るため、「窓口業務における受付時間の短縮について(通達)」(令和2年12月2日付け熊警第1243号)に基づき、令和3年1月1日から試行運用してきたところである。

この度、窓口業務における受付時間の短縮については、先般実施した試行運用における行政サービス及び業務運営への影響等に関する検証の結果を踏まえ、当該試行運用と同様の内容で下記のとおり本運用に移行することとしたので、適切に対応されたい。

なお、前記通達は、本運用への移行をもって廃止する。

記

1 目的

この取組は、時間外勤務を前提とした勤務形態の見直しによる時間外勤務の縮減等職員のワークライフバランスの推進及び夕方の時間帯における交通事故、通学路の見守り活動等に対応する態勢の強化に資することを目的とする。

- 2 本運用に移行する日
 - 令和3年9月6日
- 3 対象となる業務及び窓口 別添のとおり
- 4 受付時間

原則、午前9時から午後4時までとする。

既に短縮した時間で実施している業務等一部の業務については、個別の受付時間又は 従来の受付時間とする。

5 周知活動

- (1) この取組の本運用への移行について、報道機関への広報を行うこととしている。
- (2) 対象となる業務を主管する警察本部の所属長は、関係機関・団体等に対する周知活動を行うなど、本運用への円滑な移行に向けた取組を推進するものとする。
- (3) 所属長は、引き続き、対象となる窓口において広報チラシ(「窓口業務における受付時間の短縮に関する広報チラシ等について(送付)」(令和2年12月11日付け熊警第1278号)により送付したものをいう。)を掲示するなど、この取組の周知に努めるものとする。

6 留意事項

この取組は、短縮後の受付時間以外の時間における申請等について柔軟な対応をとることを妨げるものではない。

※ 別添(略)